



令和4年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告（概要）

行政機関が行う政策の評価に関する法律第19条の規定に基づき、令和4年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について、国会へ提出するものです。

行政評価局の役割

総務省行政評価局

- 1 政策評価の推進**
 - 政策評価制度の基本的事項の企画立案
 - 各行政機関が自ら行う**政策評価の点検**
 - 複数行政機関にまたがる政策について、**統一性又は総合性を確保するための評価等**
- 2 行政評価・監視の実施**
 - 各行政機関の業務の実施状況を実地に調査
 - 問題点を実証的に把握・分析
- 3 行政相談の受付**
 - 行政に関する苦情や意見・要望を国民から直接、分野を問わず幅広く受付
 - 全国約5,000人の行政相談委員（総務大臣が委嘱した民間有識者）が活躍

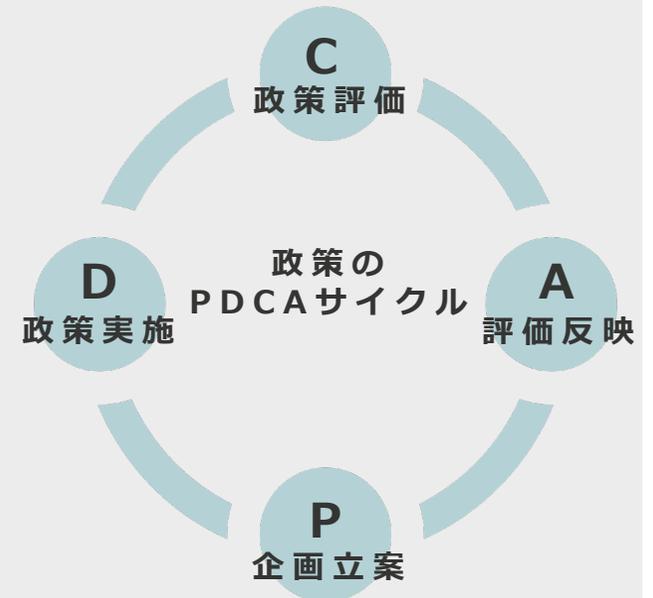
点検・評価・調査

公表・通知・勧告

苦情解決のあっせん

各行政機関

所掌する政策について自ら評価し、その結果を企画立案に反映



政策形成・評価に関する改革の取組（政策評価に関する基本方針（閣議決定）の一部変更について）

【基本的考え方】

- ・ 複雑困難な課題に対応するためには、**機動的かつ柔軟な政策展開**が有効であり、そのために政策評価の機能を発揮していく。
- ・ 政策評価の機能を最大限活用した**新たな挑戦や前向きな軌道修正を積極的に行う**ことが、**行政の無謬性にとらわれない望ましい行動として高く評価される**ことを目指す。
- ・ 各府省は、次期基本計画期間を**試行的取組の期間**と位置付け、政策の特性に応じた評価を試行

【主な内容】

1 政策効果の把握・分析機能の強化

- ・ 有効性の観点からの評価を一層重視し、**政策効果の把握・分析機能を強化**。そのため、**画一的・統一的な制度運用を転換**し、政策の特性に応じた評価が可能となるよう評価方式等を見直し

2 意思決定過程での活用

- ・ 政策評価や行政事業レビュー等の評価関連情報を集約することで、評価書等の質的充実を図り、**意思決定過程における活用を推進**

3 制度官庁の役割

- ・ 評価手法の改善や知見を随時整理・共有し、データ活用・人材育成支援等を含め、**政策評価の取組の継続的な改善を促進**
- ・ 各府省での新たな評価手法の導入や意思決定過程での活用等の試行的取組を整理・分析。結果を「**新ガイドライン**」に**反映**し、更に各府省の取組の質を高めていく**政策評価制度のPDCAサイクルを確立**

各府省

- ・ **政策の特性に応じた評価手法導入**
→ 目的に対応した形で政策効果の把握ができ、政策の改善に有益な情報を得られる。
- ・ **意思決定過程での活用**
→ 政策評価や行政事業レビュー等の評価関連作業からの有益な情報を意思決定過程で活用

機動的かつ柔軟な政策展開の実現

新ガイドライン策定

（令和5年度内めど）

評価手法（適切な目標・指標設定の考え方等）や意思決定過程における活用方法を提示して、各府省の政策評価を後押し（策定後も**随時改定**）

総務省（行政評価局）

- ・ 政策評価の取組の継続的な改善を促進
- ・ 政策効果の把握・分析手法を研究

政策評価審議会

有効性の観点からの評価手法や各府省の意思決定過程における政策評価の活用の在り方を整理・分析

各行政機関における政策評価の実施状況

令和4年度政策評価実施件数 **2,355件** (R3: 2,227件)

事前評価 **1,001件** (R3: 838件)

実施件数	件数
全体	1,001件
公共事業	546件
規制	227件
研究開発	91件
租税特別措置等	88件
政府開発援助	42件
一般分野	7件

事後評価 **1,354件** (R3: 1,389件)

実施件数	件数
全体	1,354件
目標管理型の政策評価	196件
未着手・未了の事業	625件
完了後・終了時の事業等	431件
その他※	102件

※ その他の内訳は、規制77件、租税特別措置等16件、目標管理型以外の一般分野9件

各行政機関における政策評価結果の政策への反映状況

事前評価

評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映（このうち、予算要求に反映したものは143件）

事後評価

1. 目標管理型の政策評価（19府省196件）

反映状況		件数
施策	これまでの取組を引き続き推進	196件
	施策の改善・見直しを実施	169件
予算要求	予算要求に反映	27件
機構・定員要求	機構・定員要求に反映	152件
事前分析表	測定指標等の変更	54件
		72件

2. 未着手・未了の事業を対象とした評価（4省625件）

反映状況		件数
事業	これまでの取組を引き続き推進	625件
	事業の改善・見直しを実施	592件
	廃止、休止又は中止	30件
予算要求	予算要求に反映	3件
		152件

統一性又は総合性を確保するための評価（複数行政機関にまたがる政策を直接評価）

- 「地籍整備の推進」（フォローアップ）
- 「外来種対策の推進」（フォローアップ）
- 「不登校・ひきこもりのこども支援」（実施中）

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動（客観性担保のため各行政機関が行った評価を点検）

分野	点検対象（件数）	主な指摘事項
規制	法律又は政令により新設・改廃される規制に関する評価 (182件)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正確な推計が困難として定性的な記述にとどめるのではなく、一定の仮定を置いた推計や幅を持った数量（上位値や下位値の設定等）を用いて費用及び効果を説明するよう指摘するとともに、費用の推計のために関連団体等に積極的にヒアリングを行うことを求めた。特に遵守費用については、定量化できない場合にはその理由を詳しく説明することを求めた。 ・ 政策のよって立つ論理を明確に説明するため、規制の導入前に生じている課題の発生原因並びに規制以外の手段及び他の規制手段を用いることによるメリット・デメリットなどを評価書において明確に記載し、当該規制手段を選択することの妥当性を説明することを求めた。 ・ 規制の検討段階等において、定量化した費用や効果といった事前評価の内容の活用を図ることを求めた。 ・ 事前評価書において、事後評価時に使用する指標（効果に関する指標のみならず、発生した遵守費用や行政費用に関する指標も含む。）を列挙するとともに、当該指標を把握する方法を明示することを求めた。
租税特別措置等	令和5年度税制改正要望に関する評価 (43件)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 達成目標が定量的に設定されておらず、達成目標の将来の実現状況（効果）について、算定根拠が明らかにされていない。 ・ 定量的な効果の把握・予測が不十分で、租税特別措置等が目標達成に向けて効果があるのか明らかにされていない。 ・ 過去又は将来の適用数が10件未満と僅少である租税特別措置等について、それが目標の達成に十分に寄与することが明らかにされていない。